

10月27日は

参議院千葉県選出議員補欠選挙の投票日

10月27日(日)は、参議院千葉県選出議員補欠選挙の投票日です。投票時間は午前7時から午後8時までです。大切な一票です。棄権せずに投票しましょう。

場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

市内で投票できる人

満20歳以上の日本国民で、成田市の住民基本台帳に引き続き3カ月以上登録されている人

投票の際は、入場整理券(ハガキ)を切り離して本人のものだけお持ちください。入場整理券が届いていなかったり、紛失したりし

不在者投票ができます

投票日当日、投票所に行けない人は「不在者投票」をすることができます。

不在者投票できる人

- 仕事のために投票時間間に合わない人
- レジャーや買い物などで、投票区の区域外にいる人
- 病気・出産・



棄権せず、あなたの一票が国政に

身体障害などのため歩くのが困難な人

○ 都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や施設などに入院(入所)している人

不在者投票できる期間と時間

○ 期間 10月10日(木)～26日(土)(土・日曜日や祝日を含む毎日)

○ 時間 午前8時30分～午後8時

不在者投票できる場所

○ 市選挙管理委員会(市役所4階)です。

○ 指定病院や施設に入院(入所)中の人は、指定施設内で投票できます。

市内では次の施設

- 成田赤十字病院、藤立病院、藤倉病院、成田病院、聖マリア記念病院、長寿園、玲光苑、百寿園、セントアンナナーシングホーム
- 市外に滞在中の人は、市選挙管理委員会に投票用紙の請求書兼宣誓書を提出すれば、滞在地の

選挙管理委員会で投票できません。

身体に障害のある人は郵便による投票を

身体障害者手帳、戦傷病者手帳を持ち、障害が一定の要件に当てはまる人は、あらかじめ「郵便投票証明書」の交付を受けておくこと郵便による不在者投票ができます。

選挙公報は新聞折り込みで

候補者の経歴や政見をお知らせする選挙公報は、10月21日(月)に、朝日・産経・千葉日報・東京・日本経済・毎日・読売の7紙の朝刊に折り込みます。折り込み日に届かなかつた場合は、次の補完場所を利用するか、市選挙管理委員会にご連絡ください。

補完場所は、市役所1階行政資料室、公民館(中央・成田・公津・八生・中郷・久住・豊住・遠山・橋賀台・加良部・玉造)、市立図書館、美郷台地区会館、成田赤十字病院、三里塚御料郵便局、遠山郵便局、三里塚郵便局、成田市農協遠山支所です。

市体育館で即日開票

開票は、投票日当日午後9時から市体育館で行われます。

くわしくは市選挙管理委員会(☎22・1111内線3152)へ。

ホームビジット

受け入れ家庭を募集

ホームビジットとは、外国人旅行者を一般家庭に招き、お互いの文化や生活について語り合い、国際親善を深める制度です。外国人旅行者が家庭を訪問する時間は2～3時間で忙しい時間帯や食事は避け、また送り迎えはしないことを原則としています。

受け入れ家庭は、次の3つの条件に当てはまれば応募できます。

○ 日常会話程度の外国語が話せる人が1人以上いる家庭

○ 月に1回程度受け入れることができる家庭

○ 人種的偏見をもたない家庭

くわしくは商工観光課(☎20・1540)へ。

相談日

市民相談所(☎20-1507)

市民行政相談

月～金曜日 8時30分～5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時

法律相談(予約制)水曜日 1時～4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

市民なんでも相談 21日(月) 10時～3時

不動産相談 15日(火) 10時～正午

税務相談 15日(火) 10時～3時

外国人相談 24日(木) 1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

もめごと・しんぱいごと・なやみごと相談

22日(火) 9時～4時

市民よろず相談 19日(土) 1時～4時

(市民よろず相談のみ会場は豊住公民館

第1会議室)

商工観光課(電話は各相談室へ)

女性就業相談 水・金曜日 10時～4時

(☎22-1111・内線2724市役所2階相談室)

来所前に必ず電話を入れてください

高齢者職業相談 月～金曜日 9時～4時

(☎22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 11月14日(木) 10時～正午

(住宅の電気に関する相談も含む)

(☎22-2101・成田商工会議所)

パートサテライト(☎22-8281)

パートタイマー職業相談 月～金曜日 9時～4時

消費生活センター(☎23-1161)

消費生活相談 月～金曜日 10時～4時

保険年金課(☎20-1526)

年金相談 水曜日 10時～3時

市民生活課(☎20-1527)

交通事故相談 11月5日(火) 10時～3時

社会福祉協議会(☎27-7755)

心配ごと相談 木曜日 10時～3時

酒害相談 17日(木) 9時～正午

高齢者福祉課(☎20-1537)

介護相談 11月14日(木) 2時～4時

場所 在宅介護支援センター玲光苑

(☎24-2251)

児童家庭課(☎20-1538)

家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

厚生課(☎20-1536)

戦没者遺族相談 28日(月) 10時～3時

開発協会(市体育館)(☎26-7251)

健康体力相談 火曜日 9時～正午

教育指導課(☎20-1582)

就学相談(予約制)月・火・木曜日 9時～5時

教育センター(☎20-6336)

教育相談(予約制)火曜日 9時～4時

教育相談室(☎28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)



リサイクルBOX

充電式電池の回収・リサイクル
「リサイクルBOX」
専用のリサイクルBOXへ

電池には使い切りの乾電池と充電して繰り返し使える充電式電池があります。ビデオカメラ、携帯電話、シェーバー、ヘッドホンステレオなどに使われている充電式電池は、ニッケルやコバルトなどの貴重な資源を含んでいるため、電池メーカーに回収・リサイクルが義務付けられています。劣化した充電式電池は、乾電池などと同じように「リサイクルBOX」

ずに、充電式電池リサイクル協力店(電器店やスーパーなど)にある「充電式電池リサイクルBOX」に入れてください。

くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

教育資金に利子補給

「国の教育ローン」を受けられている人に

市では「国の教育ローン」の融資を受け、高校・大学などに入学または在学している人や、その親族に在学期間中(最長7年間)の利子の半額を補給します。

「国の教育ローン」の融資を受け、次の2つの条件に該当する人
市内に1年以上住んでいる人

市税を完納している人

利子補給の期間＝交付決定された月から、在学期間(留年した年数は除く)

申請に必要なもの＝返済予定表、住民票(世帯全員が記入されているもの)の写し、市税納税証明書、印鑑、在学または入学を証明できるもの

申請方法などくわしくは教育総務課(☎20-1580)へ。

高額医療費貸付制度

申請は
保険年金課窓口へ

高額医療費貸付制度は、国民健康保険の加入者が、保険医療機関に支払う高額な医療費の負担に對して、高額療養費が支給されるま

の間、療養に要する費用を支払う資金を貸し出すものです。この制度の内容は以下とおりです。

貸付対象者＝高額療養費の支給を受ける見込みがある世帯主で、国民健康保険税を完納している人

貸付金額＝高額療養費支給見込額の10分の8の額

申請方法＝医療機関などからの療養に要する費用の内訳が記載された請求書または領収書を添えて保険年金課(市役所1階)へ貸付期間＝高額療養費が支給される日までの期間

貸付方法＝医療機関などに全額支払った場合以外は、貸付決定を受けた人の委任に基づく医療機関などへの直接支払いとなり

今月の納税

市・県民税(第3期分)

納期...10月16日(水)～31日(木)

くわしくは税務課(☎20-1513)へ。

国民健康保険税(第4期分)

介護保険料(第4期分)

納期...10月16日(水)～31日(木)

くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

ます
償還方法＝高額療養費支給額のうち貸付金相当額を貸付金の償還に充てる